

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注)}を行っております。
 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定は、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事前調査結果の報告は令和4年4月1日から施行されます。

事業場の名称：			
調査終了年月日	令和〇年〇月〇日	発注者又は自主施工者	
看板表示日	令和〇年〇月〇日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇開発(株) 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
解体等工事期間	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日	住所 広島県〇〇市〇〇町〇-〇	
石綿除去（特定粉じん排出）作業等の作業期間	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日		
調査方法の概要（調査箇所）		元請業者（工事の施工者かつ調査者）	
【調査方法】 書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】 建築物全体（1～3階）		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）		住所 広島県〇〇市〇〇町〇-〇	
【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上げ塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天教 フレキシブルボード クリソタイル 【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール③ 1～3階 床：ビニル床シート⑤、壁：けい酸カルシウム版第1種：④ 天井：岩綿吸音材③ その他建材④⑤		現場責任者氏名	〇〇 〇〇
		連絡場所 TEL	×××-×××-××××
		〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法		調査を行った者（分析等の実施者）	
石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法	除去、その他	氏名又は名称及び住所	
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらバール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生（隔離）し、湿潤化しながらバール等で除去を行う。	特定建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境(株) 氏名〇〇 〇〇 登録番号〇〇〇〇 住所：広島県〇〇市〇〇町〇-〇	
	石綿含有仕上塗材 (例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生（隔離）し、除去を行う。	分析を実施した者 (株)〇〇環境分析センター 氏名〇〇 〇〇 登録番号〇〇〇〇 住所：広島県〇〇市〇〇町〇-〇	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液：〇〇〇〇 ・剥離剤：〇〇〇〇 ・隔離用シート（厚さ：床〇mm, その他〇mm） ・接着テープ等	その他事項	
備考：その他の条例等の届出年月日	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を示す。 ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日		

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合（令和4年4月1日施行）